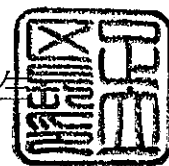


足立区告示第 144 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月1日

足立区長 近藤 弥生



1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる業務

法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 業務の開始の日

平成29年4月1日

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

自 4月 / 日
至 4月15日